

平成26年第5回倉吉市議会定例議会採決結果

倉吉市議会では、議案はまず本会議に上程され、本会議で議案提出者から提案理由の説明を聞き、質疑したのちに原則として所管常任委員会（総務経済、建設企画、教育福祉～藤井所属）に審査が付託されます。（本会議での質疑だけでなく、さらにこと細かに審査する必要があるという判断により委員会に付託するわけです）委員会での審査・調査が終了したのち、本会議に委員長からその結果が報告され、委員長報告に対する質疑を諮ったのち、討論、採決となります。

採決の結果は以下の通りです。

| 報告・議案 | 議案内容 | | 藤井 | 採決 |
|-------------------------|---|------------|-----------|-----------|
| 報告第4号 | 平成25年度倉吉市繰越明許費繰越計算書について | | 賛成 | 原案可決 |
| 議案第47号 | 平成26年度倉吉市一般会計補正予算 | | 賛成 | 原案可決 |
| 議案第48号 | 倉吉市税条例等の一部改正について | | 賛成 | 原案可決 |
| 議案第49号 | 倉吉市景観条例の一部改正について | | 賛成 | 原案可決 |
| 議案第50号 | 倉吉市立学校施設使用料条例の一部改正について | | 賛成 | 原案可決 |
| 議案第51号 | 倉吉市青少年問題対策協議会等条例の制定について | | 賛成 | 原案可決 |
| 議案第52号 | 倉吉市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について | | 賛成 | 原案可決 |
| 議案第53号 | 工事請負契約の締結について（西中学校特別教室棟耐震補強（建築主体工事） | | 賛成 | 原案可決 |
| 議案第54号 | 財産の取得について | | 賛成 | 原案可決 |
| 議案第55号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | | 賛成 | 原案可決 |
| 議会発議第3号 | 倉吉市農業委員会委員の推薦について | | 賛成 | 原案可決 |
| 議会発議第4号 | 医療・介護総合確保推進法の撤回を求める意見書提出について | | 反対 | 否決 |
| 議会発議第5号 | ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書提出について | | 賛成 | 原案可決 |
| 議会発議第6号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について | | 賛成 | 原案可決 |
| 請願・陳情 | | 委員会 | 藤井 | 採決 |
| 請願第2号 | さらなる年金削減の中止を求める意見書提出について | 不採択 | 不採択 | 不採択 |
| 請願第3号 | 介護・医療総合確保法案の撤回を求める意見書提出について | 採択 | 不採択 | 不採択 |
| 請願第4号 | 憲法9条を壊す集団的自衛権行使を容認する閣議決定や法律制定に反対する意見書提出について | 不採択 | 不採択 | 不採択 |
| 請願第5号 | 日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める意見書提出について | 不採択 | 不採択 | 不採択 |
| 請願第6号 | ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書提出について | 採択 | 採択 | 採択 |
| 請願第7号 | 「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出について | 不採択 | 不採択 | 不採択 |
| 陳情第3号 | 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書提出について | 不採択 | 不採択 | 不採択 |
| 陳情第4号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について | 採択 | 採択 | 採択 |
| 陳情第5号 | 要支援者に対する介護予防給付継続と利用者負担増中止を求める意見書の提出について | 趣旨採択 | 趣旨採択 | 趣旨採択 |
| (平成25年)陳情第14号 <継続審査> | 重要な公の施設棟の指定に関する条例の一部改正について | 不採択 | 不採択 | 不採択 |

議会発議：議員による議会への議案提出案件（「地方自治法第112条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。」による）

趣旨採択：「願意は妥当であるが、実現性の面で確信が持てないといった場合に、不採択とすることもできないとしてとられる請願に対する決定の方法のことをいう」（地方議会運営事典）

請願：国または地方公共団体の機関に対して意見や希望を述べることを言う。地方議会に対する請願の提出には紹介議員を必要とする。

陳情：請願と同じような性格を持ったもので、様式も請願書に準じるものであるが、紹介議員を必要としない。

意見書：議会の議決に基づき、議会としての意見や希望を意見書として内閣総理大臣、国会、関係行政庁に提出すること（地方自治法第99条による）